ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者	住所
	氏名 (法人は名称及び代表者氏名)
	雷話悉号() —

大府市下水道条例第6条の規定により、ディスポーザ排水処理システムの設置について、次のとおり申請します。

設 置	場所	大府市 町
使 用	者	
建築物の	の種類	一般住宅・集合住宅・事業所等・その他()
メーカ	ー 名	
品	名	
施工期間	着手	年 月 日
加 工 791 [6]	完 了	年 月 日
設置施工業者		
維持管理業者		
備	考	

別 紙

- (1) 一般事項に関する書類
 - ア 確認書(写)
 - イ 設置場所案内図
 - ウ 排水設備設計図
- (2) 仕様書
 - ア ディスポーザ (粉砕装置)
 - イ 排水処理槽
 - ウ 算定根拠 (排水処理槽の処理能力)
- (3)維持管理計画に関する書類(別添資料を参考に作成)
 - ア 維持管理体制
 - イ 処理水質基準
 - ウ 点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び頻度
- (4) その他
 - ア 維持管理業務委託契約書(写)及び維持管理業務委託契約確約書(注1)
 - イ 使用者承継確約書(注2)
- (注1)「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定されたときには、改めて維持管理業務委託契約書(写)を提出することを申請者である建築物に係る開発事業者等が市長に確約するものである。使用者が行う場合は、契約書の写しを添付する。
- (注2)「使用者承継確約書」とは、使用者がディスポーザ排水処理システム又は認定生ゴミ処理機を有する建築物の譲渡等を行なう場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該ディスポーザ排水処理システム、又は認定生ゴミ処理機の適正な維持管理を行なう地位を承継するものであること及びこれに伴い、ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条各号に掲げる事項の遵守が求められていることを当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るよう努力する旨を、申請者が市長に確約するものである。

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者	
住所_	
氏名	(EII)

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人、賃借人等に対し、申請書の添付書類に記載した維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを市長に提出する責務があることを説明し、確実にこのことを遵守させることを確約します。

使 用 者 承 継 確 約 書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者	(使用者)	
住所_		
氏名_		A

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人、賃借人等に対し、当該ディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであること及びこれに伴い、ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条各号に掲げる事項の遵守が求められていることを説明し、その理解が得られるよう努力することを確約します。

維持管理計画に関する書類

ア 維持管理体制

(ア) 施工体制

メーカーが指定工事店に技術指導を行ない、施工研修を受けた指定工事店が施工を行ないます。

施工業者名	住	所	連絡先(TEL)
メーカー又は販売店			
指定工事店名			

(4) 維持管理体制

システム施工上の維持管理体制は、総括責任者を窓口とし、各装置毎に維持管理業者を決め、維持管理を行ないます。

業者名 区分	維持管理業者	住	所	連絡先(TEL)
総括責任者				
粉 砕 部				
配 管 部				
排水処理槽部				
汚泥引き抜き				

イ 処理水質基準

ディスポーザ排水処理システムから排水する汚水の水質検査は、年に1回以上実施し、 その結果を3年間以上保存します。

(T)	検査項目・	・排水処理部流出水の濃	農度は次の。	とおりと	します。
-----	-------	-------------	--------	------	------

BOD(生物科学的酸素要求量)[] mg/リッ以下
SS(浮遊物質量)[] mg/リッ以下
ノルマルヘキサン(抽出物質含有量)	「] mg/リッ以下

ウ 点検項目及び頻度

(ア) 各装置の点検項目は次のとおりとします。

				点	検	項	目
粉	砕	部	① ② ③				
西己	管	部	① ② ③				
排水処理槽部		曹部	① ② ③				

(4) 各装置の維持管理頻度・保守点検内容は次のとおりとします。

	維持管理頻度	保守点検内容
粉砕部	回/年以上	機器の点検
配管部	回/年以上	配管内の点検
排水処理槽部	回/年以上	定期点検、整備、水質検査、汚泥引き抜き